

大総務第 44 号
令和 6 年 8 月 1 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市長 横山 英幸
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である株式会社大阪水道総合サービスによる中期目標の期間を通じた経営評価（財務運営の実績）の結果及び同条第 4 項に規定する当該経営評価の審査の結果について、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和5年度 事業経営評価

団体名	(株) 大阪水道総合サービス				所管所属名	水道局	
-----	----------------	--	--	--	-------	-----	--

中期目標	中期目標期間					
	令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間					

●最終年度【中期目標の期間を通じた評価】

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

中期計画達成状況	指標Ⅰ	売上高					
		R2	R3	R4	R5【最終】		
	目標値	15.0億円以上	15.0億円以上	17.0億円以上	18.0億円以上		
	実績値	14.98億円	14.98億円	17.5億円	18.8億円		
	指標Ⅱ	営業利益率					
		R2	R3	R4	R5【最終】		
	目標値	5.0%以上	5.0%以上	5.0%以上	5.0%以上		
実績値	8.8%	8.6%	6.3%	5.2%			

外郭団体の自己評価	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	ア	ア：達成 イ：未達成
	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価		
	<売上高> 中期計画期間を通して指標の目標値を概ね達成することができた。これは既存業務において、顧客満足度調査に基づく業務品質向上への取組やこれまでの業務実績が認められたことで、受託事業体から信頼を得られた結果、業務範囲が広がるなど増額更新に繋がったことや、令和4年度より体制強化した企画営業部門による営業活動の結果、新規業務の獲得に至った成果であると評価している。 <営業利益率> 中期計画期間を通して指標の目標値を達成することができた。営業利益率については令和2年度より逡減しているが、これは企画営業部門等の体制強化の増員や、事業部門の人員の充実（世代交代を含む）など、今後の業務運営上必要な投資を行ったことによるものである。しかしながら、施工監理関係業務などの収益性の高い業務に注力するなど効率的な経営をおこなったことで目標を達成することができたと評価している。		

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見		
	従来から品質向上に継続して取り組んできたが、その姿勢が顧客の厚い信頼を得るに至り、契約更新時や新規受注時、増額要請にプラスに働いた。また、人材の育成強化に力を注いだ効果が出始め、新規業務の獲得にもつながった。日々の努力により売上高が目標値を達成できたことは会社の強味にもなり、自信にもなった。次も期待できる。利益については引き続き人材育成に力を入れているため費用の増加が続くものの、将来を見据えた投資であり積極性が伺える。また、利益率の高い業務にシフトするなど収益性を意識した経営が行えており、中期計画期間を通じて目標値をクリアした点が高く評価できる。		

市の審査	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	ア	ア：達成 イ：未達成
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
売上高、営業利益率ともに、中期計画で定めた目標を概ね達成できている。売上高について、令和4年度から目標値を引き上げ目標値を上回る実績を上げることができたのは、同年度に行った企画営業部門の体制強化によるところが大きいと認められる。営業利益率については、目標を達成できているものの、年々減少してきており、その理由は、令和4年度からの企画営業部門の体制強化に伴う人員増のほか、新規業務実施部門をはじめ事業部門の体制充実のために人員増がある中で、人員増による費用増以上の売上高の増がないことによるものと認められる。			

市の評価	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価		
	売上高、営業利益率ともに、中期計画で定めた目標を概ね達成できていることは評価できる。一方で、体制の充実強化に伴う費用増により営業利益率が年々減少している中で、今後も売上増に向けて更なる体制強化のための人員増や人材育成の充実強化を図ることとしており、令和6年度以降の営業利益率の目標値については、中期計画期間のものとは比べてかなり低いものとなっていることから、今後、営業利益率の早期の回復と更なる上昇に向けた監理を行っていく必要がある。このため、全体の受注業務に占める利益率の高い業務の割合の変化のほか、収益性や生産性に関する経営指標の変化についても注視しながら、人員増等による収益向上効果が今後どのように発現されていくのかという点について継続して状況を確認していく。		
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）		